

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第21号

総社市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

総社市火災予防条例施行規則（平成17年総社市規則第162号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略 <u>(指定催しの指定通知書)</u> 第2条 <u>条例第42条の2第3項の規定による指定催しの通知等は、指定催しの指定通知書（様式第1号）により行う。</u> <u>(屋外催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画書の提出)</u> 第2条の2 <u>条例第42条の3第2項の規定による屋外催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画書の提出は、火災予防上必要な業務に関する計画書（様式第1号の2）により、2通を消防長に提出するものとする。</u> 2 <u>消防長は、前項の計画書を受理したときは、計画書の1通に届出済の印（様式第1号の3）を押し、必要な事項を記入して返付する。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p>

改正後	改正前
<p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に係る届出は、防火対象物使用開始届出書(様式第2号)により、2通を消防長に提出しなければならない。</p> <p>3 消防長は、前項の届出書を受理したときは、検査のうえ、令第2章第3節、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第2章第2節、条例第4章及び第5章に規定する基準その他の法律又は命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに適合していると認められたときは、届出書の1通に検査済の印(様式第2号の2)を押して返付する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、しゅん工検査のうえ、条例第3章第1節に規定する基準に適合していると認められたときは、届出書の1通に検査済の印(様式第2号の2)を押して返付する。</p> <p>(水素ガスを充てんする気球の届出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、届出書の1通に届出済の印(様式第1号の3)を押し、必要な事項を記入して返付する。</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第6条 条例第45条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に掲げる期日までに当該届出書(様式第8号から様式第12号の2まで)により、消防署長に提出しなければならない。ただし、条例第45条第1号、第4号及び第5号に係る届出については、やむを得ない場合に限り口頭によることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第45条第3号及び第6号に係る届出は、実施する4日前まで(指定洞道等の届出)</p> <p>第6条の2 条例第45条の2の規定による指定洞道等の届出は、着工する日の5日前までに指定洞道等届出書(様式第12号の3)により、2通を消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出に係る行為が火災</p>	<p>(防火対象物の使用開始の届出)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に係る届出は、防火対象物使用開始届出書(様式第1号)により、2通を消防長に提出しなければならない。</p> <p>3 消防長は、前項の届出書を受理したときは、検査のうえ、令第2章第3節、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第2章第2節、条例第4章及び第5章に規定する基準その他の法律又は命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに適合していると認められたときは、届出書の1通に検査済の印(様式第2号)を押して返付する。</p> <p>第3条 削除</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、しゅん工検査のうえ、条例第3章第1節に規定する基準に適合していると認められたときは、届出書の1通に検査済の印を押して返付する。</p> <p>(水素ガスを充てんする気球の届出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、届出書の1通に届出済の印(様式第7号)を押し、必要な事項を記入して返付する。</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第6条 条例第45条の規定による火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に掲げる期日までに当該届出書(様式第8号から様式第12号まで)により、消防署長に提出しなければならない。ただし、条例第45条第1号、第4号及び第5号に係る届出については、やむを得ない場合に限り口頭によることができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 条例第45条第3号に係る届出は、実施する4日前まで(指定洞道等の届出)</p> <p>第6条の2 条例第45条の2の規定による指定洞道等の届出は、着工する日の5日前までに指定洞道等届出書(様式第12号の2)により、2通を消防長に提出しなければならない。</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出に係る行為が火災</p>

改正後	改正前
<p>予防上及び消火活動上支障がないと認めるときは、届出書の1通に届出済の印（様式第1号の3）を押して返付する。 （少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、検査の上、令第2章第3節、規則第2章第2節及び条例第4章に規定する基準に適合していると認めるときは、届出書の1通に検査済の印（様式第2号の2）を押して返付する。 （タンクの水張検査等の申請）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、合格したものについては、当該申請書の1通に第2条第3項に規定する検査済の印（様式第2号の2）を押して返付するとともに、検査済証（様式第17号）を交付する。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第1号の2（第2条の2関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第1号の3（第2条の2，第5条，第6条の2関係）</u> （別紙のとおり）</p> <p><u>様式第2号（第3条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号の2（第3条，第4条，第7条，第8条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第7号</u> 削除</p> <p><u>様式第12号の2（第6条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>予防上及び消火活動上支障がないと認めるときは、届出書の1通に届出済の印を押して返付する。 （少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、検査の上、令第2章第3節、規則第2章第2節及び条例第4章に規定する基準に適合していると認めるときは、届出書の1通に検査済の印を押して返付する。 （タンクの水張検査等の申請）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行い、合格したものについては、当該申請書の1通に第2条第3項に規定する検査済の印を押して返付するとともに、検査済証（様式第17号）を交付する。</p> <p><u>様式第1号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第2号（第2条関係）</u> 略</p> <p><u>様式第7号（第5条関係）</u> 略</p>

改正後	改正前
様式第12号の3（第6条の2関係）略	様式第12号の2（第6条の2関係）略

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

（催しを主催する者） 様

総社市消防長名

指定催しの指定通知書

総社市火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

教示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に総社市長に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に総社市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。（訴訟において総社市を代表する者は総社市長となる。）

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に総社市を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。

様式第1号の2（第2条の2関係）

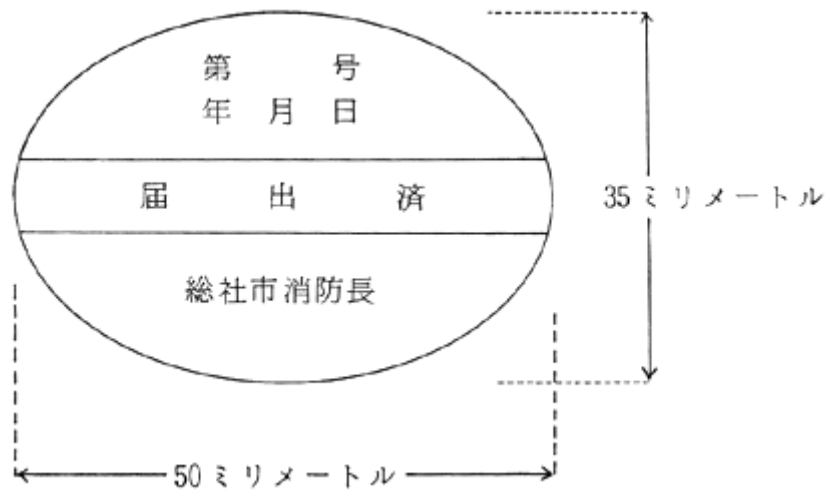
火災予防上必要な業務に関する計画書

年 月 日			
総社市消防長 様			
届出者			
住所			
(電話)			
氏名			
(法人の場合は, 名称及び代表者) (印)			
防火担当者			
住所			
(電話)			
氏名 (印)			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
一日あたりの 人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは, 日本工業規格 A4 とすること。
- 2 □印のある欄には, 該当の□印にレを付けること。
- 3 ※印の欄は, 記入しないこと。

様式第1号の3(第2条の2, 第5条, 第6条の2関係)



様式第12号の2（第6条関係）

露店等の開設届出書

年 月 日			
総社市消防署長 様			
届出者 住 所 (電話) 氏 名			
開 設 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。